

# 公益財団法人根津美術館茶室利用規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、根津美術館敷地内の弘仁亭・無事庵、一樹庵・披錦斎、斑鳩庵・清渓亭、閑中庵・牛部屋、及び講堂（以下「茶室」という。）を茶道等の日本文化普及（以下「茶会」という。）の用に供するために利用する場合の、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (利用の条件)

第2条 茶室利用に係る料金は別表に定める通りとする。但し、本財団が特に認めたときは、利用料を増減することができる。

## (利用時間)

第3条 茶室の利用時間は、8時から16時までとする。ただし、本財団が特に認めたときは、この限りではない。

- 2 茶室利用者は、8時から17時まで南門を、8時30分から17時まで正門お車口を通行することができる。
- 3 利用者は、前項の利用時間の延長をすることができない。ただし、他の利用に支障がない場合であって根津美術館が特に認めたときは、この限りでない。

## (茶室利用)

第4条 茶室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）の責任者（以下「利用責任者」という。）は、茶室利用申込書を本財団に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込書は、3席以上利用する場合は利用する日の13ヶ月前の月初めから、2席以下の利用の場合は利用する日の6ヶ月前の月初めから、提出することができる。ただし、本財団が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。
- 3 第1項の申込を承認された場合は、1ヶ月以内に茶室利用料を予納金として納めなければならない。ただし、本財団が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。
- 4 利用者が南門、及び受付から美術館敷地に入る際には、本財団の発行する茶会入館券を提出しなければならない。茶会入館券は、茶室利用料入金後、利用する茶室に応じた枚数を発行する。追加で茶会入館券を購入する場合は、茶室利用日の一週間前までに美術館に申し込むことで、茶室利用日の団体入館料の金額で販売する。
- 5 その他、茶室の利用方法については職員の指示に従わなければならない。

## (茶会前日利用)

第5条 利用者は、本財団で特に支障がないと認めた場合に、茶会前日の14時から16時まで茶会の準備の為に、無料で茶室への入室することができる。

- 2 前項の茶会前日利用を希望する場合は、連絡担当者が利用の1週間前までに希望する茶室名と人数を美術館に申し出て承認を受けなければならない。

## (茶室利用者下見会)

第6条 利用者は、本財団の開催する茶室利用者下見会に無料で参加することができる。

- 2 前項の茶室利用者下見会への参加をする場合は、連絡担当者が茶室利用者下見会の1週間前までに希望する

茶室名と人数を美術館に申し出て承認を受けなければならない。

3 第1項の茶室利用者下見会の日程は本財団の都合により変更することができる。

(守るべき事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 茶室利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 茶室内で物品の販売等の営利行為は行わないこと。
- (4) 美術館入館者を妨げないように配慮し、茶会運営の安全管理に努めること。
- (5) 利用時間を厳守すること。
- (6) 利用を終了したとき又は中止したときは、茶室内を元の状態に戻し、清掃、整頓をすること。
- (7) 火災及び盗難防止に努めること。
- (8) 建物及び設備器具等を傷つける行為をしないこと。
- (9) 危険物及び動物(ペット類)を持ち込まないこと。
- (10) その他、根津美術館の指示すること。

(利用の制限)

第9条 本財団は、次の各号のいずれかに該当するときは、茶室の利用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上の支障があると認めるとき。
- (3) 第4条から第8条の各号に違反し、または違反する恐れがあると認めるとき。
- (4) その他、本財団が適当でないと認めるとき。

(利用申込み内容の変更)

第10条 利用者は、申込書の内容を変更しようとするときは、速やかに本財団に申し出、改めてその承認を受けなければならない。

(特別な設備)

第11条 利用者は、茶室に特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、申込書に計画書を添えて本財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(承認の取消し及び利用の中止)

第12条 本財団は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、第5条の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用の承認に違反したとき。
- (2) 申込書に偽りがあったとき。
- (3) 第4条から第8条の各号に違反し、または違反する恐れがあると認めるとき。
- (4) 災害その他の理由により茶室が利用できなくなったとき。
- (5) その他、本財団において管理上やむを得ない事由があるとき。

(利用の取消し)

第13条 利用者は、茶室の利用を取消ししようとするときは、速やかに本財団に申し出なければならない。

(予納金の還付)

第14条 第12条第4項、第5項により茶室利用が取消し、又は中止された場合は、第4条第3項の予納金の全部又は一部を返還することができる。

(施設、設備のき損又は滅失の届出等)

第15条 利用者は、茶室の施設、設備等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、速やかに本財団に報告し、その指示に従わなければならない。

(免責)

第16条 茶会責任者は第5条に定める遵守事項について全ての責を負う。本財団は利用者、利用者の所有物に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本財団が別に定める。

#### 附則

1. 平成21年4月1日 施行

2. 平成25年5月29日 改定

但し、平成25年9月30日までの茶室利用については改訂前の規定を適用し、平成25年10月1日以後の茶室利用について改訂後の規定を適用する。

3. 平成26年4月1日 一部改定

4. 平成31（2019）年3月20日 一部改定

但し、平成32（2020）年3月31日までの茶室利用については改訂前の規定を適用することができる。